

## TOSMOでんき重要事項説明書（家庭用プラン、会社用プラン、低圧動力プラン）

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認願います。

### 1. 使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

### 2. 契約電流・契約容量・契約電力

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力にのっとり、プランの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客様の過去1年間の最大需要電力をベースとします。

### 3. 供給電圧および周波数

(1) 供給電圧は、家庭用プラン・会社用プランの場合、交流単相2線式標準電圧100

ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。低圧動力プランの場合、交流3相3線式標準電圧200ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツ（北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は60ヘルツ・東京電力管内）もしくは標準周波数60ヘルツ（中部電力管内※一部地域は50ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内）です。

### 4. 電気料金

料金は、家庭用プラン・会社用プランの場合、最低月額料金と従量料金とのうちどちらか大きい額に再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を加えたものとします。低圧動力プランの場合、基本料金と従量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を加えたものとします。

家庭用プラン・会社用プラン料金表

電力エリア	最低月額料金（税込）		従量料金単価（税込） （1キロワット時につき）	
	家庭用プラン	会社用プラン	家庭用プラン	会社用プラン
北海道電力管内	契約電流10アンペアにつき 0.00円	1キロボルトアンペアにつき 0.00円	29.00円	31.00円
東北電力管内			26.00円	27.00円
東京電力管内				
中部電力管内			21.00円	22.00円
北陸電力管内			23.00円	24.00円
九州電力管内			22.00円	23.00円
関西電力管内	1契約につき 0.00円		24.00円	25.00円
中国電力管内				
四国電力管内				

※最低月額料金0.00円は平成29年10月23日以降に申し込みを完了した場合に適用します。

（申し込み状況に応じて申し込み期間を定める場合があります。）

低圧動力プラン料金表

電力エリア	最低月額料金（税込） （1キロワットにつき）	従量料金単価（税込） （1キロワット時につき）	
		低圧動力プラン	
	夏季	その他季	
北海道電力管内	700.00円	23.00円	23.00円
東北電力管内	900.00円	24.00円	22.00円
東京電力管内	900.00円	19.50円	17.50円
中部電力管内	700.00円	22.00円	20.00円
北陸電力管内	700.00円	17.00円	15.00円
九州電力管内	700.00円	17.00円	15.00円
関西電力管内	700.00円	19.00円	17.00円
中国電力管内	700.00円	19.00円	17.00円
四国電力管内	700.00円	19.00円	17.00円

5. 契約手数料等

(1) 契約事務手数料

初回契約時のみ契約事務手数料、3,240円（税込）を申し受けます。初回の電気料金に合算してご請求させていただきます。

(2) 事務手数料

請求明細書発行をご希望の場合は、請求書発行毎に事務手数料として216円（税込）を申し受けます。請求書発行手数料は、毎月の電気料金に合算してご請求させていただきます。

ただし請求明細をメールまたは当社ウェブサイトでご確認される場合は不要です。

## 6. 工事費等

- (1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

## 7. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- (3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

## 8. お支払い

### (1) 支払方法

毎月の電気料金についてはご契約者さま名義の口座振替に限らせていただきます。ただし手続き完了までに必要な期間、コンビニ決済とさせていただきます。工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

### (2) お支払い期日

原則として検針日の属する月の末日から起算して翌月末日までといたします。当該支払期日が休祝日の場合にはその直前の営業日を支払期日といたします。

### (3) 翌月請求分への合算

検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがあります。

### (5) 延滞利息の請求

お客様が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料を合算して請求させていただくことがあります。

## 9. お客さまのご協力

### (1) 需要場所への立入りによる業務の実施

供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

## (2) 施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

## (3) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

## 10. 契約期間

契約期間は、料金適用開始日から 1 年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に 1 年間延長します。

## 11. 解約・変更について

### (1) 解約・変更の受付

お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。なお、変更事項等については、書面、電子メール、ホームページ上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

### (2) 解除等

お客様が次のいずれかに該当する場合には、お客様との契約を解除することがあります。

- ・お客さまが料金の支払期日を過ぎてもなおお支払いされない場合
- ・当社電気供給約款に違反する行為があったと認められる場合
- ・差押えもしくは競売または滞納処分を受けたとき等

### (3) 解約金および違約金

(1) (2) いずれの場合においても、契約を解約する場合、契約期間に関係なく解約事務手数料3,240円（税込）を申し受けます。また、新規契約後1年に満たない場合の解約は違約金1,080円（税込）を別途申し受けます。新規契約後1年以上経過した契約の解約については、違約金は請求いたしません。

### (4) 契約変更にとりなう供給設備・工事費用等について

お客様の希望により契約容量増設等変更し、かつ、1年に満たないで解約したことが原因で、一般送配電事業者から当該の供給設備・工事に係る費用請求があった場合にはその費用を申し受けます。

## 12. その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
- (2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

株式会社TOSMO（小売事業者登録番号：A0219）  
TEL：0538-67-1280（平日 9：30～17：30）  
Eメール：info@tosmo.jp